

植えてはいけない「けし」を 見つけたら御連絡ください!

植えてはいけない「けし」を撲滅するためには、できるだけ花が咲かないうちに抜き取ることが重要です。皆さんの自宅の庭や畑だけでなく、道路端や空地で植えてはいけない「けし」を見つけたら、医薬安全課または、最寄りの保健所まで御連絡をお願いします。

Q 都道府県、警察、保健所、土地の所有者、管理者などが行う
自生した「けし」の抜去作業は、あへん法に抵触しないのですか。

A 自生した「けし」の抜去作業は、
地域住民の保健衛生上発生する健康の
被害を防止し、公共の福祉の増進を
図るための正当業務行為（刑法第35条）
と考えられます。



連絡先

愛知県保健医療局生活衛生部医薬安全課 (052) 954-6305【ダイヤルイン】

瀬戸保健所	(0561) 82-2197	知多保健所	(0562) 32-6213
春日井保健所	(0568) 31-2189	衣浦東部保健所	(0566) 21-4797
江南保健所	(0587) 56-2157	西尾保健所	(0563) 56-5241
清須保健所	(052) 401-2100	新城保健所	(0536) 22-2204
津島保健所	(0567) 26-4137	豊川保健所	(0533) 86-3177
半田保健所	(0569) 21-3342		

さらに詳しくは、「**愛知県 けし**」で検索もしくは、
QRコードからウェブページへアクセスしてください。



けしについてのお願い



皆さんのまわりに生えている「けし」の間には、
ヒナゲシのように鑑賞用として楽しむものも多くありますが、
一部には、あへんの原料となる「けし」があり、
法律で栽培することが禁止されているものがあります。

植えてはいけないけし

栽培が禁止されている「けし」には次のような種類があり、愛知県内に広く分布しています。

セティゲルム種

4月上旬からつぼみが出始め、4月中旬から5月下旬にかけて淡紫色または赤色の花が咲きます。

愛知県内では、このセティゲルム種の自生が多く報告されています。



ソムニフェルム種



4月中旬からつぼみが出始め、5月上旬から6月下旬にかけて白、赤、桃、紫色等の花が咲きます。

花の形は一重咲きや、多数の花びらのついた八重咲きの花もあります。

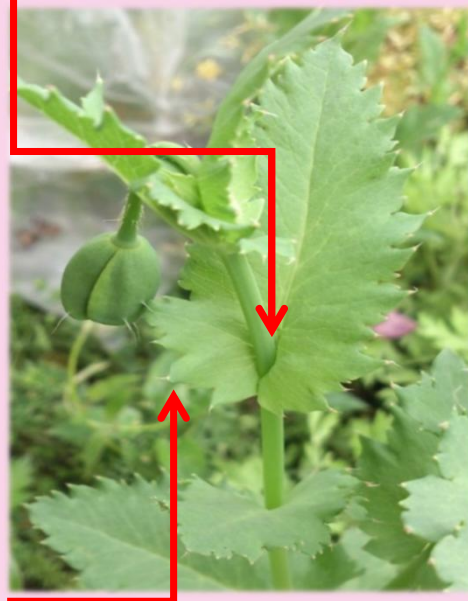
観賞用として誤って園芸店で販売されていることもあるため注意が必要です。

見分け方

法律で規制される「けし」は、葉の形および葉の生え方に着目すると、比較的容易に見分けることができます。

(1) 葉が茎を抱きこんでいるか

栽培が禁止されている「けし」の葉は、茎を抱きこむように生えています。



✗ 植えていけないけし

○ 植えて良いけし

(2) 葉の切れ込みは浅いか

栽培が禁止されている「けし」の葉は、のこぎり状であり、切れこみは浅い。